

琉球大学学術リポジトリ

近世琉球の災害と祈りに関する覚書き

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄科学防災環境学会 公開日: 2022-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 麻生, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019379

近世琉球の災害と祈りに関する覚書き

麻生 伸一（日本学術振興会特別研究員 PD）

1. はじめに

近世琉球において災害は、国家の存続をも脅かすものとして認識されていた。例えば蔡温は、
一御当国之儀、大海之内ニ隣国茂無之、一国
立居候ニ付而ハ、風早之災殃相防候手段兼
而仕置不申ハ不叶事ニ候ⁱ、
(琉球は、大海のなかにあり隣国もなく一国
のみで存在しているので、風早の災害があ
れば防ぐ手段がなく事前に準備しないと
ならない。)

と述べている。ここでは、大風や日照りなど気象問題が想定されているが、ともかく災害への事前準備が必要であることが、海に囲まれた琉球ならではの問題として把握されていたといえる。

近世琉球の災害史の問題に関しては、災害の全体的状況を概観したもの [高良倉吉 2008] や、巨大な被害をもたらした災害を研究対象として、その具体像を再現するものなどがある [牧野清 1968]。また、例えば災害から派生する問題として、[真栄平房昭 2008] の食料備蓄に関する分析があり、王府の災害対策という視点から考察が加えられている。また「宮古八重山大津波」（いわゆる「明和の大津波」）に関しても、復興という面からの分析が進められており [豊見山和行 2008]、これは「特定の事件史としての災害研究ではなく、社会全体を解明する手段の一つとして」[笹本正治 1994:6] の災害史が琉球史研究でも実践されていることを示している。災害など自然環境と人間・社会との関わりを見いだそうとする研究が深化しているといえようⁱⁱ。

一方で、災害に関する祭祀・儀礼に着目する研究も見受けられる [山里純一 2008]。食料問題や村落再興とともに、このような精神面での復興や事前対策を明らかにすることは、琉球社会と災害の関わりを解き明かす上で重要な視点であろう。ことに危機管理の観点から見ても「従来防災と言うと、現代の土木工事に代表される対処が想起されがちであるが、各時代には各時代なりの防災の方法があり、特に土木工事以上に、精神面での防災の占める役割が大きかった」[笹本正治 1994:5] とあるように、観念に関わる問題が社会と災害との相関を解き明かす上で有効な手段であると思われる。

以上のことを踏まえ、本発表では、地震をはじめとする諸災害の前後にいかなる祭祀が行われた

ことかを明らかにすることにより、突発的に発生する災害に対する近世琉球人の心性について考えてみたい。なお、史料上「祭祀」や「祈り」を示す行為は「祈祷」、「祈念」など多々見受けられるが、ここでは神仏その他への誓願を伴う所為をまとめて「祭祀」「祈り」として表記する。

2. 災害と祭祀

2-1 「宮古八重山大津波」と祭祀

乾隆 36 (1771) 年に発生した「宮古八重山大津波」の後に、八重山から王府に対して使者が送られ被害状況が報告された。八重山からの被害報告を受けた国王は喫驚し八重山に対する憐情から（「御驚動至極御哀憐被 思召上」）、溺死者へ祭祀を施すために（「溺死之者共江御祭被成下ⁱⁱⁱ」）、「御祭文為御使者」の源河親雲上を派遣した^{iv}。八重山到着後に源河がまっさきに行ったのは「島中為安穩御祈念御守札」を各村へ配布することであった。このお守りが作成された経緯は不明だが、おそらく沖縄島で作成されたものと思われる。その後、「蔵元の跡地において桃林寺の住持によって読経が執り行われ」た [豊見山和行 2008:28]。

これは「生存者の精神的打撃を和らげる目的と役割があ」[豊見山和行 2008:28] ったが、王府から派遣された使者の最初の行動が追悼であったことは、精神的な対応を早急に行う必要があると考えられていたことを示す。実際の対応以上に、精神的な対応の重要性が認識されていたことが分かる事例であろう。

2-2 病氣と祭祀

国家祭祀は、年中行事として設定されており、例えば「百人御物参」は、諸役人が担当区域にある寺社などを巡廻し、国王・王族や国家の安泰を祈念する。

表 1 は、王国末期に国家祭祀の実施状況などを薩摩藩に報告したものを使用して、「国家安穩」を目的とした祭祀のみを抜き出したものである。

史料の性格上、すべての祭祀を網羅していない可能性もあるが、表 1 からは年間を通して 11 回の国家安穩祭祀が確認できる。とくに正月に集中しており、元日の役人による寺社参詣をはじめとして、儒教・仏教の「僧侶」が祈祷（祈念）をしている。

なお、ここでの「国家安穩」が具体的に何を指すか不明であるが、国家安穩を祈念する「百人御物参」について『琉球国由来記』の説明に「(前略)正月者、為 国王聖躬万万歳、並御子孫御繁榮、三国往還、国土安全、風雨順時、五穀豊饒、御祈願也。四月者、為 国王万万歳、且夏之作毛成熟、御祈願也(中略)。至于九月麦初種子之日、有御結願也」とあるように、国王や王族の繁榮などとともに航海安全、国土安定、天候順行、五穀豊穰を指すものと考えられる。災害に関するところでは、天候や農作物の順調を祈念するものが当てはまるであろう。このように定例化した国家祭祀の中に災害の予防を含めた誓願も含まれていた。

表1 年中行事のなかの国家安穩関係儀礼

正月元日	国家安穩のため、官員等が神社仏閣参詣
正月 11 日	国家安穩のため、聖家の僧侶祈祷
正月 11~13 日	国家安穩のため、禪家の僧侶祈念
正月	国家安穩のため、神社仏閣嶽々を国王が参詣／官員等も自分・国王・国家のため参詣
正月	国王・国家のため、官員等 7 人ずつ嶽・宮参詣(百人御物参)
2 月	日を選んで国家安穩のため禪家の僧侶祈祷
5 月	国家安穩のため、神社仏閣嶽々を国王が参詣
9 月	日を選んで国家安穩のため禪家の僧侶祈祷
9 月	国家安穩のため、神社仏閣嶽々を国王が参詣
9 月	国王の普天間宮参詣／諸人(官員)も同様
12 月 8~10 日	国家安穩のため、聖家が家中の仏名を祈祷

尚家文書「年中禮式」(那覇市歴史博物館蔵)による。

また、年間を通した儀礼のほかにも臨時的な祭祀も行われており、それにも国王は参加していた。例えば、咸豊 2 (1852) 年の疫病の流行とそれに伴う死者の増加から諸所での祈願が那覇役人に命じられた(【史料 1】)。首里でも同様の祭祀が行われたであろうが、那覇では親見世勤務の役人が正装して、共に「御祈願所」に参詣して「立願」したのち、国王や三司官にその首尾が報告された。

【史料 2】【史料 3】は、同治 6 (1867) 年に石垣の観音(富崎観音カ)と美里御嶽に検見御使者である翁長親雲上とその息子の真山戸が個人的に疱瘡予防と家内安全のために祈願していたことを示す史料である。前半部には立願・結願の供物が、後半部には願文が記載されている。ここでは、観音と御嶽によって願文の記載方法が異なることも注目される。祈願対象に合わせた方法で誓願していたといえよう。

以上のように、病気の流行にともなう予防には定例・臨時含めた国家規模のものと、個人レベルでの祭祀が催されていた。

2-3 虫害と祭祀

虫害については山里純一氏が「呪符」に着目して分析を加えているので[山里純一 2008]、ここでは別の視点から考えてみたい。

一般に、虫害予防の儀礼は「畔払」(アブシバレー)や「虫払」(ムシバレー)の儀礼として知られている。前者は 4 月に「各間切で吉日を選び、畔の雑草を刈り取り、2 日間は仕事を休み、遊ぶ行事」で、後者は「鼠や蜆など田畑の害虫を集めて、藁やアダンや芭蕉などで造った舟に乗せて海や川に流す行事」である[山里純一 2008:43]。とくに前者は『琉球国由来記』の「王城之公事」項にあるように国家レベルの祭祀であった^{vi}。このことを前提としながら、次に虫害対応の祭祀に関する為政者側の考え方を取り上げてみたい。

【史料 4】は、三司官伊江親方の日記からの引用であるが、そこに乾隆 49 (1784) 年に行われた害虫除去のための祭祀執行までのいきさつが記載されている。

これによると、①では伊江親方に国王から使者が派遣され、国王が甘藷の虫害蔓延を懸念していることから王府(国王)主催の「御祈念」を行うべきかどうかの判断を明後日までに報告せよと命じている。伊江親方は同僚の与那原親方宅に赴き、翌日、首里城にて表十五人を含めて祭祀を行うべきか否かの検討を行うこととした。

また、国王からの指示であったためか、天気不順や災害の発生を理由として、国王への言上項目をよく吟味した上で行うべきであること、よく検討するため休日も出勤することを表十五人に下達している(②)。

③では、実態調査のために取納奉行が近隣の間切に派遣され、間切の諸役人と合議している。結果、今年は雨天続きで除草作業ができず、湿気によって芋葛が痛んでいることから、除草や追肥などの対策をすることが提案されている。さらに国王からの命令である祭祀については、「当時御政務可被入御念儀肝要之事候間、先御祈念等ハ差扣」とあるように、「政務」(ここでは農政での芋葛対処方針を指す)を優先して祭祀は延期すべきであるとの見解が提出された。

伊江親方と与那原親方は同意の上で以上の結果を国王へ言上した。さらに、伊江と与那原は翌日も出勤して再検討する旨も言上している(④)。

対して国王は祭祀延期に対して再考を指示している。これは実質上、延期の見直しを迫るものであった。国王としては諸役人からの反対を押し切っても祭祀を行うべきであると考えていることを示している。この背景には、国王が天気不順ではなかったのに虫害が発生していることは「災変」

ではないかと憂慮していることがあった。国王の言によれば「災変」であるのならば「御祈祷」が必要であるのである(⑤)。ここに「災変」を除去する方法としての祭祀という理解が表れている。

結果的に「聞得大君御殿・三平等御たかへ」・「禪家・聖家」で祭祀は行われた(⑥)。

以上のように、結果的に国王案が採用されたが、あくまで虫害は農政的な対処により改善されると考える三司官側と、祭祀により改善をはかろうとする国王案との相違が見られたことが確認できた。

2-4 火事と祭祀

自然災害ではないが、近世期には「火事」も「祈り」によって予防するものであった。ここでは不審火の発生と祭祀について考えてみたい。

例として取り上げるのは、「災難」「変事」への対応としての祭祀である(【史料5】)。

道光 29 (1849) 年、浦添間切城間村では正月のころからときどき人家で火事が発生しており、3月になると毎夜3・4箇所では不審火が起こっていた。放火が懸念されたことから各家では戸を開け広げて警備しながら、「色々祈願」を行って対応したが、4月には2軒が焼失した。そこで閏4月9日には「出家衆三人」に祈願をさせたところこの「災難」は止んだとしている。

城間村の事例に続いて、仲島村の「変事」が取り上げられている。ことの始まりは閏4月17日の夜に、ある民家に礫が投げ込まれるというものであった。家主が犯人を捕らえようとするも人影はなく、その後も頻りに投石が継続し、石は戸や壁を通り抜けた天井を抜けて投げ込まれていた。そのため、あちこちに「占方」を頼んだり「色々祈願」をするも止むことはなく、屋内の道具や仏餉などへの聊爾もあり、とうとう5月9日には近所で不審火が発生した。不審火の発生によりこれまでの投石などが「火難之前表」と認識され、その後も不審火が続いたことから、村内を「士四人百姓四人ツ、昼夜番」と「士之年方共色衣着ニ而村内之祈願所江致立願」を行うこととなった。また、この「災難」の原因には島小堀の浚渫により「川神之崇」にあったのではないかとする者も出てくるようになり、ついには「神道家」に「祈念」を依頼し、「稲荷祭」を執り行うも不審なことは続いた。さらに見物人も増えたことから「御仮屋方」も足軽に見回りを指示した。そのうち、番人が天井から猫のようなものがぶら下がっているのを発見し「災難」は止んだという。このようなことは首里町端村でも起こっており、世間では「稲荷の仕業」などと噂になったという。

さて、この2つの事例の特徴は、「災難」「変事」

を止める方法に祭祀が催されていることである。人為的なものとも考えられていたことから巡廻なども行われたが、一方で、祭祀により解決を図ろうとすることは人知を超えたものが原因であると認識されていることを示す。実際に、城間村での不審火を「解決」したのは、放火犯の逮捕でも見回りでもなく、出家衆による祈祷行為であった。

仲島村の事例は「稲荷」の仕業のひとつとして不審火があった。ここでも犯人の逮捕のために見回りと同時に祭祀が捧げられていたが、この事例で特徴的なことは、ある一軒の「変事」に対して村中で対策を講じていることである。少なくともこの時期の仲島村では、災難に対する幫助を村単位で行っていたことが分かる。

このように、近世期に「災難」「変事」などと認識された事件、あるいはそれと密接に結びついた不審火に対して、一定の集団で助け合いながら、現実的な対応を行いつつも、同時に祭祀を捧げることによって解決しようとしていた。

3. おわりに

以上、災害対応としての祭祀について、いくつかの事例を紹介しながら考えてきた。そこから次のようなことがいえるであろう。

まず、「宮古八重山大津波」の発生に際して、王府が八重山に派遣した使者がまず行ったことはお守りの配布と、死者への祈祷を取り仕切ることであった。精神面の安定が現実的な対応以上に有効な手段(優先事項)と考えられていたといえる。これは、その後の復興事業をよりスムーズに行うために、民衆の王府へ求心力を維持することが企図されていたとも考えられるが、先行研究が示すように、復興事業の一環として祭祀事業を位置づける必要がある[豊見山和行 2008]。

また、「災殃」「災難」「変事」などと判断する事件が発生すると、その対応として祭祀を執り行うことが計画された。しかし、それが必ずしも有効な手段であると考えられていたわけではない。虫害に対して国王が祭祀を執行することを提案することからも分かるように、祭祀は現実的な対応と相克な関係にあったといえる。しかしながら、祭祀が予防策や事後対応のひとつに選択され、結果的に「解決」に結びついた事例もあるように、人知を超えた現象には、祭祀が有効であると認識されており、そのなかに災害も位置づけられていたといえよう。

史料

【史料 1】『那覇市史』資料篇 1 卷 9 近世那覇関係資料、那覇市役所、1998、P.156-157。

一当時世上疫癘相時行死人多相出来候付、風氣相去候様諸所御祈願可仕旨被仰渡候付、色衣冠ニ而五ツ時前里主所江相揃、一七人ニ而御祈願所参詣御立願相勤濟而登城下こをり当御取次首尾申上、御月番之三司官衆御宅参上御与力御取次首尾申上候事、

【史料 2】「127 願文」(宮良殿内文庫：琉球大学付属図書館蔵)

結願相濟

願文

南無觀世音菩薩御實前

立願之時

一御香 一結
一御燈明 一對
一御花 一籠
一御五水 一對
一御活花 一對

結願之時

一御香 一結
一御燈明 一對
一御花 一籠
一御五水 一對
一御活花 一對
一茶之子 一對

右意趣者奉為今般御国許疱瘡相時行ニ付、童子共輕相濟身軀堅剛家中安全偏奉仰 靈佛之御威光故也、仍而願文如件、

同治六年丁卯六月吉祥日

翁長親雲上

同人男子

真山戸

【史料 3】「128 願書」(宮良殿内文庫：琉球大学付属図書館蔵)

願書

美崎御嶽御伊遍の御前

立願之時

一おかう ひとよい
一おとうめふ いつつい
一みはな いちろう
一おこすい いつつい
一おいきはな いつつい

結願之時

一おかう ひとよい
一おとうめふ いつつい
一みはな いちろう

一おこすい いつつい

一おいきはな いつつい

一おちやのこう いつつい

右意趣者奉為今般御国許疱瘡相時行ニ付、童子共輕相濟身軀堅剛家中安全のふ事も百かふのあるやうに御守めしうハちおたふいめしやういわてしおりミたてまつるなり

同治六年丁卯六月吉祥日

翁長親雲上

同人男子

真山戸

【史料 4】「伊江親方日々記」(『沖縄県史』資料編 7 近世 1) 沖縄県教育委員会、1999。

①一同日(十月十九日)、松島親方御使を以被仰下候者、頃日いもかつ□(ら) □虫付、殊之外相□(痛)候由、被聞召上御□(念)遣被思召上候、御祈念など被仰付儀者有之間敷候哉、相談を以明後廿一日可申上由被仰下候付、退城直与那原親方御宅江罷出、右次第申上、明日登 城御相談仕候様申含候事、
但、十五人江も出勤仕候様、仲松親雲上江相達候事、

(中略)

②一同日(十月廿日)、当年之儀天氣不順有之、災變共出来世振あしく世上及困窮候付而ハ、御政道向随分氣を付吟味を以不奉伺候而不叶候間、毎日出勤ニ而諸事相談被申出候様相達候事、

③一同(十月)廿一日、伊志嶺親方より被申出候者、一昨日被仰下いもかつら虫付候儀ニ付、取納奉行兩人近方之間切々江見分ニ差出候付、検者・さはくり・耕作当召寄吟味させ候処、当年之儀雨天打続候付草取方も差支、其上湿之痛有之、かつら相草臥候付虫付出来候様ニ相見得申候付而者、随分出精草とり、こやし共相用かつら精付候ハ、おのつから相止可申与吟味仕候、是又右ニ付御祈念等之儀相談候処、当時御政務可被入御念儀肝要之事候間、先御祈念等ハ差扣、右之しらへ方差急御祈願等之儀、当分御扣被成候方可然哉与、吟味仕候由、被申出候事、

④一右申出之趣同意ニ存候付、与那原親方・私参上、右之趣達 上聞、且又当時御政務可被入御念砌候処、番日・番半ニ者差当候、御用筋ニ取懸、諸事之しらへ方存之儘相遂不申候間、次日ニも出勤を以彼是相談いたし、御祈念等之儀其外追而奉伺候様被仰付度由、申上候事、
(中略)

⑤一同日(十月廿二日)、猶又 御意之趣ハ、いも

かつら虫付候儀ニ付、当分御祈祷等被仰付儀ハ御延引之筋被聞召置候処、得与御考被成候得者、頃日天氣之不順茂無之候処、虫付候儀災変之筋ニ被思召上候、右体之筋ハ御祈祷等被仰付置たる例も可有之候間、今一往相談を以可被申上由、被仰下候事、

(中略)

- ⑥一同日(十月廿三日)、いむかつら虫付之儀ニ付、聞得大君御殿・三平等御たかへ、又者禪家・聖家御祈念、於間切々々御たかへ之儀、明後廿五日被仰付候様、奉伺言上差上候□(事)、

【史料5】『那覇市史』資料篇1巻9近世那覇関係資料、那覇市役所、1998年、P.71-72。

一浦添間切切間村之儀、当正月頃より時々人家火燃出、三月頃より者毎夜三四ヶ所ニ及候故、村中驚入家々明通シニ而致守護候上、色々祈願等仕候得共不相止、終ニ式軒者及焼失候付、閏四月十九日ニ者出家衆三人頼入致祈者候処、其翌日より右之災難為相止由、将又仲島上之道鳩小山之前ニ有之候仲村子借屋無系上江洲筑登之親雲上住居所江、閏四月十七日之夜何方より与者不相知礫投入候付、家主共忍出相伺候得共人影不相見得、礫者弥繁投入候付不思議ニ存戸を立廻し候処、戸壁ハ不破して礫内ニ入、或者天井杯よりも落入、人又ハ諸道具等ニ当り疵付候も有之、至翌日も其通之振合故、是只事ならずと至極驚入、方々占方之上色々祈願等いたし候へとも不相止、或者童子共守用ニ飾置候刃物并箱櫃類ニ格護仕置候諸道具等取出し相投、或者仏神ニ手向置候仏餉少ツ、相減り、或者鍋ニ入置候唐いも取散し、其外段々荒氣之挙動有之候、然内去月九日隣所之無系仲村渠筑登之や家無故して及焼失候付、若哉右奇事此火難之前表ニ而仲村渠宅江為引移ニ而も可有之哉与人々取沙汰いたし候処、其翌日より右江洲宅并仲村渠仮ニ作置候小屋、昼夜時々火燃出至極不思議之奇事ニ而、出家衆三人家主より頼入七座之祈者等いたし候へ共不相止、時々及騒動候付、村向ニ

士四人百姓四人ツ、昼夜番為致候上、士之年方共色衣着ニ而村内之祈願所江致立願、尤折節中島小堀致浚方候付、其川神之崇共ニ而も可有之哉与申方も有之候付、是又神道家頼入致祈念、且家主仲村子江申付稻荷祭等為致候得共是以も不相止、矢張右同断之挙動故人々奇異之思ひをなし、見物ニ差越候方も挙而難数、御仮屋方も不思議ニ被思召足輕共忍廻被仰付、村向ニ相立置候番人共打込折角勤居候内、天井より猫之様成者相下り候を番人共見付候付、夫より以後右之災難無之由、扱又頃日首里町端辺ニも大体右ニ為似寄奇怪為有之由、旁誠ニ古来未聞之奇怪、若哉稻荷之仕業杯ニ而ハ有之間敷敷与致推察方も罷在候、されは天地の間ニ者右式之変事も有之事候得者、常々深可恐可慎儀候、仍而後來心得之為ニも可相成哉与染禿筆候事、

参考文献

- ・牧野清『八重山の明和大津波』私家版、1968(改訂増補1981)。
- ・磯谷富士男「寛喜の飢饉と貞永式目の成立」『歴史と地理』276号、1978。
- ・笹本正治「災害史の視点」『京都大学防災研究所年報』第37号、京都大学防災研究所、1994。
- ・峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、2001。
- ・高良倉吉「琉球災害史覚書―地震・津波の発生状況概観―」研究代表者高良倉吉、平成17年度～平成19年度基盤研究(B)『沖縄の災害情報に関する歴史文献を主体とした総合的研究』、研究代表者高良倉吉、2008。
- ・真栄平房昭「近世の琉球社会と「飢饉」―日記から読み解く歴史像―」同上。
- ・豊見山和行「「宮古八重山津波」(1771年)における災害・年貢・復興について―石垣島と多良間島を中心に―」同上。
- ・山里純一「災害と呪術」同上。

ⁱ蔡温「独物語」崎山秀明編『蔡温全集』本邦書籍、1984。

ⁱⁱ琉球史に関する研究ではないが自然災害が社会に与えた影響を顕著に示した研究として〔磯谷富士男1978〕〔峰岸純夫2001〕などを参考のこと。

ⁱⁱⁱ以上、引用箇所は「大波之時各村之形行書」『石垣市史叢書12』石垣市、1998、P.6-7。

^{iv}「八重山島年来記」『沖縄県史料前近代1 首里王府仕置』、沖縄県教育委員会、1981、P.311。

^v外間守善・波照間永吉編著『定本琉球国由来記』、角川書店、1997。

^{vi}同上。